

[高圧ガス容器]管理方法 知っちょる？

高圧ガス容器の放置は絶対にダメ!!

公道・公園・空き地・ゴミ集積所・工事現場等に不法に放置された高圧ガス容器のことをいう。

販売店

- ・引き渡し台帳等にて容器の所在管理を徹底する。
- ・事故発生時速やかに通報ができる連絡体制を構築周知する。
- ・使用済み容器の回収は迅速に実施する。
- ・1年に2回以上保安教育を行う。
- ・容器の外面腐食に注意し、貯蔵方法及び取扱い方法を周知する。



消費者

- ・容器は直射日光を避け、40℃以下に保ち、風通しの良い場所に転倒しない様に鎖等で固定すること。
- ・使用済み容器は直ちに販売店に返却すること。
- ・使用中の容器であっても原則として12ヶ月以内に返却すること。
- ・充てん容器と残ガス容器を区別して保管すること。
- ・容器を一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等として出さないこと。
- ・容器の表示が滅失しないようにすること。
- ・容器の紛失または盗難にあった場合、速やかに山口県・警察及び販売店等に連絡すること。

高圧ガス移動の基準と 容器の取り扱いを見直し遵守しよう！

高圧ガス消費者の容器の安全管理

使用時の取り扱い

高圧ガスによる事故は、溶接・切断作業時に多発
使用上の注意及び作業手順に十分注意ください。



運搬・移動時の取り扱い

イエローカード

移動中の災害防止のための
必要な注意事項を記載した
書面緊急通報先。



事故の届出。

事故の報告を怠ったり、虚偽の報告
をした場合最高で30万円の罰金が
科せられます。

萩市での放置容器

破裂事故

平成23年7月15日(金)